

商工「す」ずど

かわら版

第199号
小須戸
商工会

1月
の花
すいせん



あけまして
おめでとう
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。
会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、商工会への変わらぬご理解と協力を賜わりますようお願い申し上げます。

平成二十九年一月

小須戸商工会

会長	木村 藤雄	理事	鈴木 一雄
製菓	竹井 顕一郎	理事	木村 一夫
製菓	山口 能行	理事	川瀬 雅司
理事	高野 浩和	理事	吉田 松夫
理事	八木 達雄	理事	高井 学
理事	古川 満	理事	星田 浩意
理事	加藤 勝彦	理事	市川 一以
理事	砂井 時雄	理事	原 武幸
理事	藤井 昇	理事	高橋 綾子
理事	小林 市蔵	監事	田中 正英
理事	吉田 慎二	監事	小見 健雄
理事	保科 唯雄	職員	一 同

平成二十八年年度

「行政との懇談会」開催

去る十一月二十五日(金)午後三時三十分から小須戸商工会館において新潟市秋葉区長 熊倉淳一様、小須戸出張所長 本望博行様、産業振興課課長 補佐 長谷川宗久様をお招きして、「平成二十八年度行政との懇談会」が開催されました。
紙面の都合上、事前質問・要望事項に対する回答の、趣旨のみお知らせいたします。

◎新潟市の補助金の対象拡大について

↓地域商店街魅力アップ応援事業については、秋葉区内で昨年度九件、今年度八件の利用と好評をいただいている制度である。対象者が小売業・飲食業・生活関連サービス業と限定されており、製造業・建設業も対象にした制度の創設の要望を頂いているが、製造業・建設業は一般の消費者を対象としていない業種であるため、この制度の対象としてはそぐわないという考え方であり、創設は今の段階では考えていない。製造業に対する助成制度については、工

業振興条例助成金など様々な局面に応じた補助制度を用意しているのが、商工会を含めご相談いただきたい。

◎新潟市管理駐車場の看板について

↓小須戸・三条線沿いの駐車場と児童遊園の駐車場の看板について、商店街を利用する方のために看板を見やすい向きにしてもらいたいとの要望を頂いた。小須戸・三条線沿いの駐車場は露天市場・商店街の利用者、町屋の愛好者のためのものであり、平成二十六年に看板を設置したが、道路と水平に設置してあり運転者から見えにくいため、今後道路に対し垂直にも一枚看板を設置したいと思う。児童遊園の駐車場については、児童遊園を利用する人のためのものであり、商店街の利用者を想定していないため、新たな看板の設置は今のところ考えていない。いずれの看板も雑草で隠れてしまう場合があるため、看板が見えるように適切な管理を行っていく。

◎町屋の保存に対する施策と減免措置について

所有者への固定資産税の減免措置について

↓町屋を含めた空き家については、「地域提案型空き家活用事業」を新潟市の住環境政策課で行っており、二ヶ年で地域団体が調査研究事業を行った後、空き家活用事業を行うという事業となっている。活用される際は区民生活課にご相談いただきたい。固定資産税の減免措置については、現在のところ、国が指定または登録を受けた文化財の中で、固定資産税の減免が適用されることもあるが、町屋所有への固定資産税の減免は制度上難しい状況である。所有者の固定資産税であり、活用との整合性が図れないため、今のところ減免措置はない。

◎小須戸橋架け替えの今後の見通しについて

↓小須戸橋は秋葉区と南区を結ぶ通学・通勤・地域間交流、広域的な緊急輸送道路であるが、現状治水安全対策上の問題があり、整備の優先度も高いため、架け替えに向けた協議を進めているところである。道路の取り付け場所についての話も出ているものの、はっきりと決まってはいない。地質調査も行ってはいるが、その内容も含め、近いうちに道路計画課の方から皆様に説明会を開く予定である。その時にまた意見を頂きたい。

◎雨水対策の整備の現状について

↓小須戸出張所の周りの道路の冠水に

ついで、駐車場部分に調整池を作る案と、公民館を壊した跡地に調整池を作る案があり、予算上どちらが効率的にできるか最終的な検討を行っているところである。結論が出次第、設計に入り、平成二十九年年度、三十年年度の二ヶ年の工事になると思われる。現状の予定では早くても、三十年度の梅雨時期には間に合わず、夏から秋になりそうな見込みである。予算の状況もあるが、三十年度を目途に一定の供用を開始できるのではないかと考えている。

◎国道403号線バイパス工事の

現状と今後の見通しについて

↓403号線については先般一區間供用を開始したところであり、田上までの用地取得、遺跡調査については全て完了し、遺跡調査は今後も行なわない見込みである。工事の進捗を進めるための仮設道路、仮設ヤードの築造工事も完了しており、地盤の沈下を打ち付けるための事前盛り土工事が七割程度完了している状況である。今後の見通しとしては、予算配分の状況を見ながらとなるが、バイパス予定位置を横断している送油管、用水管、排水路などの工事を行い、その後に舗装工事を仕上げていくという順序になっている。県の工事は田上側でやっているため、おそらくそれと合わせる形で、開通時

期は平成三十年代の早い時期の見込みである。開通時期は県の予算と市の予算のつき方で変わるためご理解いただきたい。

◎ふるさと納税制度について

↓現在、ふるさと納税にはお米や果物などの農産品、お菓子・お酒など二十品の返礼品を用意している。返礼品の選定については、米以外の農産品については、「新潟市食と花の銘産品」から選んでおり、お酒やお菓子・工芸品などの加工品は「新潟市土産品コンクール」受賞作品から概ね三千円くらいものを選んでいく。そのため、この土産品コンクールに入賞するようなもの、または食と花の銘産品に指定されるような小須戸の何かがあれば、新潟市の総務部と相談という形になると思われる。昨年度は新潟市全体で四千八百九十件、約五千四百三十万円のふるさと納税を頂いた。返礼品として人気があったものとしては、一番がエチゴビールセット、二番目がキラキラコンヒカリ、三番目が越後姫、四番目がルレクチェ、五番目がおけさ柿であった。以上が、回答の要旨です。

雇用保険の制度改正について

平成二十九年一月一日から雇用保険制度の改正がありますのでご案内します。

す。

【雇用保険の適用拡大】

六十五歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。適用要件は変わらず一週間の所定労働時間が二十時間以上であり、三十一日以上の雇用見込みがあることとなっています。

①平成二十九年一月一日以降新たに六十五歳以上の労働者を雇用した場合

↓雇用した時点から高年齢被保険者となります。雇用した日の属する月の翌月十日までに届出が必要です。なお、雇入れ後に労働条件の変更があり、適用要件に該当した場合、労働条件の変更となった日の属する月の翌月十日までに届出が必要です。

②平成二十八年十二月末までに雇用し、平成二十九年一月一日以降も継続して雇用している場合

↓平成二十九年一月一日より高年齢被保険者となります。平成二十九年三月三十一日までに届出が必要です。

③高年齢継続被保険者（六十五歳に達した日の前日から引き続いて、六十五歳に達した日以後も雇用されている被保険者）である労働者を平成二十九年一月一日以降も継続して雇用している場合

↓自動的に高年齢被保険者となります。届出は不要です。

【各給付金の適用拡大】

「高年齢被保険者」となる方も、高年齢求職者給付金、育児休業給付金、介護休業給付金について、支給要件を満たした場合は支給対象となります。

【給付金の要件見直し】

①育児休業給付金

- ・対象となる子の範囲について、養子縁組里親、養育里親等も対象とする
- ・有期契約労働者の要件のうち、①子が一歳以降も雇用継続の見込みがあるという要件を廃止、②子が二歳に達する日まで更新されないことが明らかでないという要件のうち、「二歳」を「一歳六か月」に緩和

②介護休業給付金

- ・対象となる家族のうち、祖父母、兄弟姉妹、孫について「同居かつ扶養」の要件を廃止
- ・介護休業の取得回数について、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則一回、九十三日を限度としていたが、通算九十三日分を最大三回まで分割取得可能とする
- ・有期契約労働者の要件のうち、①九十三日経過後も雇用継続の見込みがあるという要件を廃止、②九十三日経過後から一年を経過するまで更新されないことが明らかでないという要件のうち、「二年」を「六か月」に緩和

※詳細は商工会までお問い合わせ下さい。

**新津税務署「平成二十八年納税表彰式」
小須戸中学生が税に関する「作文」・「標語」で栄えある受賞**

「税に関すること」をテーマに中学生から募った作文・標語の中から、優秀な入選作品に対して表彰する「平成二十八年度納税表彰式」が十一月十七日(木)、秋葉区役所において新津税務署並びに新津税務署管内税務協力団体協議会の主催により開催され、賞状と記念品が贈られました。

これは、十一月十一日から十七日の「税を考える週間」に伴い募集されたもので、次代を担う中学生に税についての関心を深めてもらうため、毎年実施しているものです。新津税務署管内の中学校(十四校)から、作文は十校・五四九編、標語は十二校・三一〇四点の応募があり、その中より小須戸中学校からは、次の六名の生徒さんが各賞を受賞されました。



- 一列目 右から三番目 小畑 萌さん
- 右から二番目 佐藤 日奈子さん
- 右から一番目 坂井 優希さん
- 二列目 右から三番目 長谷川 珠那さん

**◎中学生の《税についての作文》
国税庁長官賞**

「すべての人へ、
未来の私へ」

小須戸中学校三年

おぼた もえ
小畑 萌さん

遠くから近づいてくるサイレンの音に、部屋の空気は緊張で包まれた。私たちが、辛そうな祖父を見つめている時、サイレンが鳴り止み、ストレッチャーを抱えた救急隊の方々が家に入ってきた。彼らの素早い行動と、ときばきとした対応のおかげで、祖父は救急車を呼んでから間もなく、病院へ搬送された。命に別状はなく、翌日はベッドの上で元気な様子を見せたそうだ。

このように、急な病状で具合が悪くなる人が助かるのは、隊員の方々がいてこそ、そして、税金という制度があるからこそだと実感することができた。

中学校一年で受けた租税教室で、「私たちの暮らしには、税金はなくはないものなのですよ」と先生がおっしゃっていた。租税教室では、普段使う学校の教科書、冬場よく見かける除雪車、休日に利用する

公共図書館などは、国民、県民が納めた税金により無償で支援、建設されるもの、ということを知った。租税教室で教わった内容には、もちろん救急車や消防車の出動も含まれていた。しかし、私はいまいち理解できず、税金に感謝するまで至っていなかった。むしろ、「どうして消費税を払わなくてはいけないのだろう」「どうして消費税を引き上げるのだろう」とさえ思っていた。

私を含む全ての県民が納めた税金で、私の祖父はすぐに救急車で運んでもらえた。これは逆のことも言えるはずだ。私が払う僅かな消費税という税金で、誰か苦しんでいる人を救えるかもしれないのだ。しかも、私が大人になり、払う税金がどんどん増えていくということは、それだけ誰かを助けることができる。また、私自身も助けてもらえる。相互の助け合い、支え合いに参加できるのだ。

しかし、誰もが自分の命や家族を危機的な状況から救ってもらおう経験ができるわけではない。だから、税金を払うのを嫌がる人もいるのだ。そういう人たちには、自分が他者からの介護を要するようになった時の

ことを想像してもらいたい。国から年金を受け取ることで、多くの高齢者が生活している。今、私たちが納める税金は、今、苦しんでいる人を救う手助けにもなるし、将来、稼ぐことができなくなる自分への手助けにもなる。

少子高齢社会となり、これから若者が負担する税はますます大きくなりそうだ。しかし、納める税が多かれ少なかれ、自分を含める全ての人を救うことには変わりはない。事実、税金によって多くの人が助けられている。「自分が稼いだお金は、自分だけで使いたい」という考え方は寂しいし、その人は、周りの人から助けてもらえなくなるかもしれない。

「困っている人を助けない」
少しでもこんな気持があれば、税金に対する見方も、自然に良いものに変えることができるはずだ。

新津税務署管内

租税教育推進協議会長賞

「税のある暮らし」

小須戸中学校 一年 佐藤 日奈子

関東信越税理士会新津支部長賞

「税金と私たちの暮らし」

小須戸中学校 一年 坂井 優希さん

小須戸商工会長賞

「税金とともに生活」

小須戸中学校 一年 長谷川 珠那さん

紙面の都合上、作文は国税庁長官賞のみ掲載いたしました。

◎中学生の《税に関する標語》

新津税務署管内

租税教育推進協議会長賞

「税金に

託する想いは 日本の未来」

小須戸中学校 三年 五十嵐 瑠香さん

小須戸商工会長賞

「税を知る

心がつくる ゆたかな社会」

小須戸中学校 三年 高野 ななかさん

新津税務署から

確定申告に関するお知らせ

新津税務署では、左記内容にて、申告に関する相談会場を設置します。

【場所】 秋葉区役所 六階会議室

【期間】

二月十六日(木)～三月十五日(水)

午前九時～午後四時(土日除く)

※設置期間中は、新津税務署庁舎では、申告相談は行われません。

関東信越税理士会新津支部による無料申告相談は二月一日(水)～二日(木)五泉市福祉会館で開催されます。会場が異なりますのでご注意ください。

【平成二十八年分の確定申告期間

(納期限)】

所得税：二月十六日(木)～三月十五日(水)

(振替納税は、四月二十日(木)

贈与税：二月一日(水)～三月十五日(水)

消費税及び地方消費税…

二月十六日(木)～三月三十一日(金)

(振替納税は、四月二十五日(火)

☆振替納税(口座引落し)を選択されますと、振替期日の引落しをもって、期限内納税となりますのでお得です。

希望される方は、税務署へ「口座振替依頼書」の提出が必要となります。

エコアクション21認証取得事業

補助金交付制度について

新潟市では、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取り組みを推進し、エコアクション21認証・登録を受けた中小企業者等の方へ、認証・登録に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

【補助対象者】

新潟市内に事業所を有する

中小企業者等

【補助対象経費】

登録審査費用、認証・登録料

【補助金の額】

補助対象経費の総額の二分の一の範囲内(補助限度額二十万円)

【問い合わせ先】

新潟市環境部環境対策課

(〇二五―二六―一三七五)

補助制度の利用を検討されている方は、認証取得に取り組む前に必ず環境対策課へご相談をお願いします。

降積雪期における

労働災害防止対策の徹底について

新潟では、これから本格的な降積雪期に入ります。昨冬は一月から二月にかけての積雪により、凍結路面における転倒災害、階段等からの墜落・転落災害が多発しました。労働者一人一人に対する安全意識の啓発や安全衛生教育を行い、屋外の作業は、十分に注意して行うようお願いいたします。